

津保健所所長 殿

要望書

鈴鹿市平野町1360-7

NPO法人グリーンNet

武藤安子

TEL090-1786-0791

令和3年12月23日及び、令和4年1月12日に閲覧させていただきました情報開示文書と それに伴う業務につきまして次の通り改善を要望いたします。

【公告】

	問題点	要望事項	
1	病気もケガもしていない元気な自活不能猫を負傷動物（法36条）として引き取りをしています。	病気もケガもしていない猫は法35条の引き取りになります。負傷動物（法36条）としての引き取り・公告は虚偽の事務手続きです。改めて下さい。	

【収容動物の処分】

	問題点	要望事項	備考
2	飼い主から引き取られた猫7匹のうち、3匹の処分が追跡できません。	収容された猫の処分が追跡できるよう漏れなく作成・開示してください。	
3	殺処分された犬の譲渡判定表がありません。	収容された犬の処分が追跡できるよう漏れなく作成・開示してください。	R3.1.22

【苦情受付簿】

	問題点	要望事項	備考
4	〈猫の糞尿苦情に対する職員の対応〉 給餌者にパンフレット「猫の飼い主さんへ」 「無責任飼い主0宣言」を渡しています。	給餌者に飼い主責任を負わせようとする指導は不適切です。給餌者には糞尿の責任が無いこと。他の動物との共存社会において糞尿があるのは自然なことだと苦情者に指導してください。	R2.7.30

【苦情受付簿】

	問題点	要望事項	備考
5	<p>〈給餌者からの相談〉</p> <p>相談者：かわいそうなので餌をあげている。これからどうしたらよいか？</p> <p>職員：居つかれて困るのであれば餌をやらないほうが良い。</p>	<p>問題は餌をあげるのではなく、繁殖することです。</p> <p>TNRの案内をしてください。</p>	R2.6.29
6	<p>〈給餌者からの相談〉</p> <p>相談者：駅員に怒られた。良いことをしているのに餌をあげることはダメなのか？</p> <p>職員：餌を与える行為に起因する生活環境が損なわれる事態には、指導・助言・勧告をすることができます。（法25条）</p>	<p>餌をあげる行為は問題ない。周辺の野生動物まで呼び寄せてしまう餌の置きっぱなしだけはしないようにと具体的に指導してください。</p> <p>給餌給水と生活環境の因果関係を結びつけるのは現実的に困難です。そのような法25条で給餌者に圧力をかけるのは不適切です。</p>	R2.4.3
7	<p>〈給餌者からの相談〉 TNR事業実施地区</p> <p>相談者：近所から糞尿するので民事で訴えと言われた。以前、保健所から餌を与えてくださいと言われたから餌を与えている。</p> <p>職員：餌を与えていることで周囲の環境に影響を与えているのであれば、餌を与えている人が対応すること。室内飼養することも対策の一つ。</p>	<p>糞尿は給餌者の責任ではないことを地域に伝えてください。</p> <p>これは、給餌者に責任転嫁するチラシを地域に配布するなど、不適切な指導に起因するトラブルと思われます。</p> <p>また、室内飼養の勧めは対策ではなく、問題からの逃避と猫の駆除になります。</p>	R3.9.23
8	<p>〈給餌者からの相談〉 県の公園での餌やり</p> <p>職員：まずは、土地管理者に猫に餌を与えることについて了承を得る必要がある。</p>	<p>県の公園での猫への給餌は個人の自由です。管理者の承諾は不要です。</p>	R3.7.13
9	<p>〈子猫を放す場所の相談〉</p> <p>警察：一般の方から警察へ相談。車に子猫が1匹入り込んだとのこと。近くに放すことについて問題はないか？</p> <p>職員：子猫が自活可能であれば近くに放すことは問題ない。</p>	<p>人間にとっては”近く”でも、その猫のテリトリーでなければ遺棄になります。元居た場所に放さないのは、戻ってこないようにと駆除を目的としているからです。必ず、元いた場所に放すよう指導してください。</p>	R2.9.5

以上、どうぞ宜しくお願いします。